

事務事業マネジメントシート(令和 5年度実績と令和 6年度計画)

令和 6 年 6 月 7 日 更新

事務事業名		老人医療事務				☐ マニフェスト関連 ☐ 全庁横断課題関連 ☐ 集中改革プラン関連			
総合計画体系	政 策	2 福祉の健康				所属部	健康福祉部	課長名	末永 大樹
	施 策	5 健康づくりの推進				所属課	健康ほけん課	担当者名	毛利 一生
	施策の柱	22 保険医療制度の健全な運営				所属班	保険年金班	(内線)	1186
予算科目		会計一般	款 3	項 1	目 12	事業連番 10386	根拠法令	老人保健法	
終了、開始年度		☐ 5年度で終了 ☐ 5年度から開始				事業期間	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始年度 18 年度) ☐ 期間限定複数年度 (~ 年度)		

★事務事業の概要 (PLAN)

【事業の内容】	昭和58年2月、老人保健法の施行に伴い老人医療制度が開始となり、老人医療受給者の医療費を国保連合会、社会保険診療報酬支払基金へ支払う事務である。 平成20年4月、後期高齢者医療制度の開始に伴い同制度に移行し、老人医療制度は終了した。しかし、平成20年3月診療分までの再審査支払い等のわずかな事務が残っている。そのため、老人医療特別会計は平成22年度で廃止し、23年度からは一般会計にて処理をしている。 ※診療報酬等の請求権が時効を過ぎたため医療給付費の再審査請求は終了し、第三者行為求償事務（熊本県国保連にて共同処理）が残っている。 ※第三者納付金：交通事故など第三者（加害者）の行為による治療費を一時的に立替払いした健康保険組合がその治療費を第三者に請求し、支払ってもらうものである。
【業務の流れ】	第三者納付金の収納、第三者行為求償事務費の支払い、医療給付費（国・県）及び医療費交付金（支払基金）の精算・返還事務 ※H28年度以降に新規に発生する損害賠償金等は、後期高齢者医療広域連合で処理することになる。
【主な予算費目】	委託料、償還金利子及び割引料
【意見や要望】	特になし

1 現状把握の部 (DO、PLAN)

(1) 事務事業の目的と指標		新規・拡充区分
①手段(主な活動) 5年度実績(5年度に行った主な活動)(DO) 第三者納付金の収納、第三者行為求償事務費の支払い事務を行った		6年度計画(次年度に計画している主な活動)(PLAN) 前年度と同じ
① 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	(単位)	予算の主な増減の理由
→ ア 第三者行為求償事務費	円	
→ イ 医療給付費・医療費交付金返還金	円	
②対象(誰、何を対象にしているのか) *人や自然資源等	②対象指標(対象の大きさを表す指標)	(単位)
第三者	→ ア	
	→ イ	
③意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)	③成果指標(意図の達成度を表す指標)	(単位)
適正な医療費負担となる	→ ア 第三者納付金額	円
	→ イ	
*③成果指標設定の理由と 6年度目標値設定の根拠		総トータルコスト 全体計画 ~ 年度
第三者行為（交通事故等）による医療費は第三者（加害者）が負担すべきものであり、それにより適正な医療費負担となることから、支払われた第三者納付金額とした。【基準に達しなかった理由】老人医療に係る第三者納付金返還額が見込みよりも少なかったため。		0

(2)各指標・総事業費 の推移		単位	3年度 実績(決算)	4年度 実績(決算)	5年度 目標(当初予算)	5年度 実績(決算)	6年度 目標(当初予算)	7年度 予定	8年度 見込	9年度 見込	
① 活動指標	ア	円	13,770	7,905	20,000	5,100	20,000	20,000	20,000	20,000	
	イ	円	220,000	105,000	7,000	105,000	7,000	7,000	7,000	7,000	
② 対象指標	ア										
	イ										
③ 成果指標	ア	円	220,000	105,000	7,000	105,000	7,000	7,000	7,000	7,000	
	イ										
投資 入費 量	事業 費 内 訳	国庫支出金	千円								
		都道府県支出金	千円								
		地方債	千円								
		その他	千円	14	8	5					
		繰入金	千円								
		一般財源	千円			21		21	7	7	7
	(A) 事業費計	(A) 事業費計	千円	14	8	21	5	21	7	7	7
		(A)のうち指定経費	千円	0	0	0	0	0	0	0	0
		(A)のうち時間外、特勤	千円	0	0	0	0	0	0	0	0
		人件 費	正規職員従事人数	人	1	1	1	2	1	1	1
	延べ業務時間		時間	100	20	100	200	100	100	100	100
	(B)人件費計		千円	391	76	398	728	398	398	398	398
トータルコスト(A)+(B)		千円	405	84	419	733	419	405	405	405	

事務事業名	老人医療事務	所属部	健康福祉部	所属課	健康ほけん課
-------	--------	-----	-------	-----	--------

2 評価の部（CHECK）

*原則は 5 年度的事後評価、ただし複数年度事業は 5 年度実績を踏まえての途中評価

目標達成度評価	① 5 年度目標達成度評価	☒ 達成した 第三者納付件数、納付金額とも目標を達成した	☐ 達成しなかった ⇒【理由】
	② 6 年度目標達成見込み	☒ 目標達成見込みあり⇒【理由】 第三者行為による返還金は、個別事例によって異なるため、返還があれば達成できる。	☐ 目標達成は厳しい ⇒【理由と対策】
有効性評価	③ 成果の向上余地	☐ 向上余地がある ⇒【理由】 第三者納付金の求償事務は熊本県国保連に共同処理を委託している。※H28年度以降に新規に発生する損害賠償金等は、後期高齢者医療広域連合で処理される。	☒ 向上余地がない ⇒【理由】
	④ 類似事業との統廃合・連携の可能性	☐ 他に手段がある（具体的な手段、事務事業） ☐ 統廃合・連携ができる ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 類似事業はない。	☒ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑤ 事業費の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 年間に収納する第三者納付金額が少額である。	☒ 削減余地がない ⇒【理由】
	⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 求償事務委託料の支払い、国・県・支払基金への返還金支払い事務に係る必要最少の業務時間数である。	☒ 削減余地がない ⇒【理由】
公平性評価	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 法律により運営されていた公的医療制度に係る費用である。	☒ 公平・公正である ⇒【理由】
役割分担評価	⑧ 行政の役割分担の適正化	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 公的医療制度に関する事務なので、行政が行うのは適正である。	☒ 役割分担は適正である ⇒【理由】

3 評価結果の総括（CHECK）

年間に収納する第三者納付金額が少額であるため、終了までに相当の日時を要する。

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（ACTION）

(1) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・複数選択可 ☐廃止 ☐休止 ☐目的再設定 ☐事業統廃合・連携 ☐事業のやり方改善（有効性改善） ☐事業のやり方改善（効率性改善） ☐事業のやり方改善（公平性改善） ☐現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）		(2) 改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要) <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">コスト</td></tr><tr><td>削減</td><td>維持</td><td>増加</td></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持				低下			
		コスト																					
		削減	維持	増加																			
成果	向上																						
	維持																						
	低下																						
(3) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策																							